

新たな「富山県障害者計画」(素案)の構成

現計画策定後の障害者制度の見直しや、直近の各種課題に対応するため、施策項目を見直すとともに、体系を大幅に変更

資料1-2

I 計画の基本的な考え方

II 計画の内容

※4つの項目を基本に各種施策を展開

1 計画の趣旨

現計画期間中における施策の成果と課題、障害者の現状、国の障害者制度改革など諸状況の変化に加え、「新・元気とやま創造計画」、「富山県民福祉計画(改訂版)」や国の障害者基本計画(第3次)など近年策定された諸計画を踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画(改訂版)」の個別計画

現計画は、第2期障害福祉計画(H21～H23)と一体化した計画であるが、新計画は障害者計画のみ作成
※障害福祉計画は、障害福祉サービスの必要な見込量等を示すもので、現計画はH26で終了するため、来年度新たな計画を作成する予定

3 計画の期間：平成26年度～平成30年度〔5年間〕

現計画はH16～H25の10年間

現計画の基本理念を基本としつつ、
・障害者基本法(H23改正)の目的規定
・国の障害者基本計画(第3次)
・新・元気とやま創造計画等を踏まえたもの

4 基本理念

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で、自立し、安心して、生き生きと暮らすことができる幸せな富山を目指します。

「障害者基本法」における障害者の定義に合わせる。
⇒従来の医学モデル(個人の心身の機能の障害)に基づく定義から、社会モデル(「障害」及び「社会的障壁」により日常生活や社会生活に制限を受ける状態)に基づく定義へ

5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

6 基本的視点

- ① 障害者の自己決定を尊重する
・自らの決定に基づき社会に参加する主体
・自らの能力を最大限発揮し自己実現
- ② 自立を支援し社会参加を促進する
・ライフスタイルを自らの意志で選択
・主体性を持って社会に参加
- ③ 総合的で切れ目のない支援を展開する
・ライフステージに応じた支援
・福祉・保健・医療・教育・雇用など各分野が密接に連携
・サービスの重点化や効率化に留意
- ④ 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援を実施する
・個々の障害者のニーズを的確に把握
・発達、高次脳、難病など多様な障害への支援
- ⑤ ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する
・人々の意識の中の偏見、制度、慣行など社会全体

国の障害者基本計画(第3次)を参考に新設

4つの基本項目

I 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進
(1)啓発・広報活動の推進、(2)福祉教育の推進
(3)地域での交流と県民の参加
(4)ボランティア活動の推進
- ② 2 差別の解消及び権利擁護の推進
(1)障害を理由とする差別の解消の推進
(2)権利擁護の推進
- 3 社会参加活動の推進
(1)スポーツ活動の振興、(2)文化活動等の振興
(3)社会参加促進事業の推進

II 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実
① (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
(2)一貫した教育相談体制の充実と障害学習の推進
② (3)地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進
(1)障害者の雇用促進、② (2)福祉的就労の充実

III 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

- 1 相談支援体制の整備
① (1)地域における相談支援体制の充実
(2)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援するサービスの充実
① (1)在宅サービス等の充実、② (2)多様な障害に対する対応
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用
(1)施設整備の基本的方向
(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高いサービスの提供
(1)サービスの質の向上、(2)福祉を担う人づくり
- 5 保健・医療施策の充実
(1)障害の予防・早期発見、(2)保健・医療体制の充実
① (3)リハビリテーション提供体制の充実
(4)精神保健・医療施策の推進

IV 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

- 1 住みよい生活環境の整備
(1)暮らしやすい住まいの整備
(2)人にやさしいまちづくりの整備
(3)利用しやすい交通、移動手段の整備
(4)ユニバーサルデザインの普及
- 2 安心して暮らせるまちづくりの推進
(1)交通安全対策の充実、① (2)防災対策の推進
(3)防犯対策の推進、(4)消費者トラブルの防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立
(1)情報バリアフリー化の推進、(2)情報提供の充実
(3)コミュニケーション支援の充実

III 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4 圏域(富山、高岡、新川、砺波) 3 役割分担 県民、事業者、各種団体、行政
- 2 連携・協力の確保 施策連携、実施主体連携 4 計画の進行管理 障害者施策推進協議会に進捗状況を適宜報告

〔別表〕数値目標